

令和7年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて

お知らせ

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札・契約制度について、次のとおり見直しを行い、令和7年度から実施しますので、お知らせします。

I 情報通信機器の活用等を行った場合の技術者の兼務制度 (令和7年4月から)

1 主任技術者又は監理技術者の兼務制度

主任技術者又は監理技術者について、令和7年4月から、次の要件を全て満たす場合は2件まで専任を要する工事を兼務できることとします。

	兼務要件
兼務可能件数	2件
請負金額	各建設工事の請負金額が、1億円未満（建築一式の場合は2億円未満）であること。
工事現場間の距離	建設工事の工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
下請次数	3以下であること。
連絡員の配置	主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）をそれぞれの建設工事に配置していること。
施工体制を確認する情報通信技術の措置	CCUS等のシステムにより現場作業員の入退場が遠隔から確認できること。
人員の配置を示す計画書の作成、保存等	建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に規定する計画書を工事現場ごとに備え置き、一定期間営業所で保存していること。
現場状況の確認のための情報通信機器の設置	当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

2 営業所の専任技術者の工事の技術者との兼務制度

営業所の専任技術者について、令和7年4月から当該営業所において契約を締結する工事であって、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある場合には、1の要件（兼務可能件数の部分を除く。）を全て満たすときには専任を要する工事の技術者との兼務を1件に限り認めます。

この場合、1の兼務要件のうち、工事現場間の距離については「当該工事現場と他の工事現場との間」とあるのは「当該営業所と工事現場との間」と、連絡員の配置については「それぞれの建設工事」とあるのは「営業所と建設工事にそれぞれ」と、人員の配置を示す計画書の作成、保存等については「建設業法施行規則第17条の2第1項第5号」とあるのは「建設業法施行規則第17条の5第1項第5号」と読み替えて要件を満たす必要があります。

また、上記の兼務要件を満たす場合には、営業所のある県民局管内（所管する地域事務所管内を除く。）又は地域事務所管内の外に工事現場がある非専任の工事の技術者との兼務も1件に限り認めます。

なお、営業所の専任技術者が当該営業所と同一の県民局（所管する地域事務所管内を除く。）又は同一の地域事務所管内に工事現場がある非専任の工事の主任技術者との兼務の取扱いに変更はありません。

Ⅱ 専任の主任技術者の兼務緩和（令和7年4月から）

県発注工事における専任の主任技術者の兼務について、通常工事同士でも次の要件を満たす場合に兼務を認めることとします。なお、災害特例における専任の主任技術者の兼務要件については、変更ありません。また、この制度は、監理技術者は対象となりません。

	兼務要件
兼務可能件数	2件
対象工事	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、 かつ、 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所にある工事

Ⅲ 現場代理人の兼務緩和（令和 7 年 4 月から）

県発注工事における現場代理人の兼務について、令和 7 年 4 月から、合計金額要件を撤廃し、兼務する工事 1 件ごとの請負金額（建築一式工事は請負金額の 2 分の 1）が 4,500 万円未満の場合に兼務を認めます。

なお、その他の要件については、変更ありません。

兼務要件	新	旧
兼務可能件数	3 件以内であること。	
請負金額	兼務する工事 1 件ごとの請負金額（建築一式工事は請負金額の 2 分の 1 の額）が 4,500 万円未満であること	当初請負金額（建築一式工事は当初請負金額の 2 分の 1 の額）の合計が、4,000 万円未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が同一の県民局管内（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。 例 1：従事中の工事が、備前県民局（岡山市）管内の場合、東備地域事務所の管内を除く備前県民局の管内で兼務可能 例 2：従事中の工事が、東備地域事務所（和気町）管内の場合、東備地域事務所の管内で兼務可能	
その他	- 監督員と常時連絡可能な体制を確保し、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。 - 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

Ⅳ 総合評価落札方式の見直し（令和７年６月から）

令和７年６月１日以降に入札公告するものから、地域貢献・企業の体制・担い手確保の項目として、若手技術者又は女性技術者の雇用、週休２日（４週８休）を達成した工事実績及びＩＣＴ活用工事の実績を評価項目に加え、評価基準の一部を見直したうえで、評価項目の一部を選択制とします。

評価項目や評価基準などの詳細は、別添「総合評価落札方式 評価項目・落札者決定基準（例）」を参照してください。

また、入札に当たっては、入札公告（個別公告）をご確認ください。

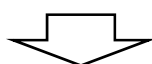
なお、新たな技術資料の様式等は、後日、ホームページによりお知らせします。

１ 選択項目の概要

企業の体制と地域貢献の項目を統合し、ＩＳＯ認定取得の評価項目からＩＳＯ１４００１の認定取得を分離します。また、「ＩＳＯ１４００１の認定取得の有無」、「障害者の雇用の有無」に、「若手技術者又は女性技術者の雇用の有無」、「週休２日（４週８休）を達成した工事実績の有無」及び「ＩＣＴ活用工事の実績の有無」を加え、これらの５項目を選択項目とし、入札者が自身の取組内容に応じて、最大２項目を選択することができることとします。

【現行】

	評価項目	得点
③企業の体制	IS09001又はIS014001の認定取得の有無	/2.0
	小計	/2.0
④地域貢献	主たる営業所の所在地	/2.0
	防災協定の締結の有無	/3.0
	障害者の雇用の有無	/1.0
	近隣地域での施工実績の有無	/2.0
	小計	/8.0



【変更後】

		評価項目	得点
③企業の体制・ 地域貢献・ 担い手確保	IS09001の認定取得の有無		/1.0
	主たる営業所の所在地		/2.0
	防災協定の締結の有無		/3.0
	近隣地域での施工実績の有無		/2.0
	（最大2項目を選択） 選択項目	ア IS014001の認定取得の有無	/1.0
		イ 障害者の雇用の有無	/1.0
		ウ 若手技術者又は女性技術者の雇用の有無	/1.0
		エ 週休2日（4週8休）を達成した工事実績の有無	/1.0
		オ ICT活用工事の実績の有無	/1.0
	小計		/10.0

2 追加項目の評価基準及び配点

追加した評価項目の評価基準及び配点は次のとおりとします。

評価項目	評価基準	配点
若手技術者又は女性技術者の雇用の有無	40歳未満の技術者又は女性技術者(※1)を2人以上雇用	1.0
	40歳未満の技術者又は女性技術者(※1)を1人雇用	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0
岡山県が発注した工事のうち、令和0年4月1日から令和0年3月31日<過去1年間>までの間に完成させ、週休2日(4週8休)を達成した工事実績(岡山県が週休2日(4週8休)の達成を証する証明書を交付したものに限る。)の有無	週休2日(4週8休)を達成した工事実績が2件以上あり	1.0
	週休2日(4週8休)を達成した工事実績が1件あり	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0
岡山県が発注した土木一式工事のうち、令和0年4月1日から令和0年3月31日<過去2年間>までの間に完成させた、ICT活用工事の実績(岡山県がICT活用工事の履行を証する証明書を交付したものに限る。)の有無(※2)	ICT活用工事(Light ICTは除く。)の実績が1件以上あり	1.0
	ICT活用工事(Light ICTに限る。)の実績が1件以上あり	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0

※1 女性技術者に年齢制限はありません。

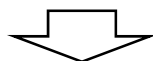
※2 ICT活用工事の実績の有無は、土木一式工事を発注する場合に評価項目とします。

3 障害者の雇用の有無の評価基準の見直し

障害者の雇用の有無の評価基準を見直し、**障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成し、かつ、障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用している場合に評価することとします。**なお、1人以上の障害者の雇用を義務付けられていない場合は、従来どおり障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用している場合に評価することとします。

【現行】

評価項目	評価基準	配点
障害者の雇用の有無(個人事業主及び役員が障害者である場合を除く。)	身体障害者、知的障害者又は精神障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用	1.0
	上記に該当しない。	0.0



【変更後】

評価項目	評価基準	配点
障害者の雇用の有無(個人事業主及び役員が障害者である場合を除く。)	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成し、かつ、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用(障害者雇用を義務付けられていない者にあつては、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用)	1.0
	上記に該当しない。	0.0

V 発注標準の見直しの検討

近年の建設資材の高騰や労務単価の上昇を考慮して、入札参加資格の格付に応じた設計金額の見直しについて、令和7年度中に検討を行うこととします。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/>) から → 画面右上の「組織で探す」をクリック → 「土木部」をクリック → 「技術管理課」をクリック

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483

総合評価落札方式 評価項目・落札者決定基準（例）

評価項目		評価基準	配点	得点
①企業の施工実績	平成22年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	（発注規模）以上の（指定する工事（工種））の元請け実績あり	3.0	/3.0
		（発注規模の1/2）以上の（指定する工事（工種））の元請け実績あり	2.0	
		（発注規模の1/2）未満の（指定する工事（工種））の元請け実績あり	1.0	
		上記のいずれにも該当しない。	0.0	
	岡山県が発注した土木一式工事のうち、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間に完成させた請負金額が1,000万円以上の工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（略）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（略）による評定点の平均点	80点以上	3.0	/3.0
		78.5点以上 80点未満	2.5	
		77点以上 78.5点未満	2.0	
		74点以上 77点未満	1.5	
	令和5年度又は令和6年度の岡山県優良建設工事表彰（土木一式工事に限る。）を受賞した場合の当該受賞についての評価希望の有無	74点未満又は実績なし	0.0	/1.0
		希望あり	1.0	
希望なし	0.0			
		①小計		/7.0
②配置予定技術者の能力	保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士の資格取得後10年以上	1.0	/1.0
		1級土木施工管理技士又は技術士の資格取得後5年以上	0.5	
		上記のいずれにも該当しない。	0.0	
	平成22年度以降に発注された同種工事を監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工した実績の有無	監理技術者又は主任技術者として、（発注規模）以上の（指定する工事（工種））を施工した実績あり	4.0	/4.0
		監理技術者又は主任技術者として、（発注規模の1/2）以上の（指定する工事（工種））を施工した実績あり	3.0	
		監理技術者又は主任技術者として、（発注規模の1/2）未満の（指定する工事（工種））を施工した実績あり	2.0	
		現場代理人として、（発注規模）以上の（指定する工事（工種））を工事の全期間に渡り施工した実績あり（監理技術者又は主任技術者を兼務した場合を除く。）	2.0	
		現場代理人として、（発注規模）未満の（指定する工事（工種））を工事の全期間に渡り施工した実績あり（監理技術者又は主任技術者を兼務した場合を除く。）	1.0	
		上記のいずれにも該当しない。	0.0	
	岡山県が発注した工事のうち、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間に監理技術者又は主任技術者として完成させた請負金額が1,000万円以上の工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（略）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（略）による評定点の平均点	80点以上	5.0	/5.0
		78.5点以上 80点未満	4.0	
		77点以上 78.5点未満	3.0	
		74点以上 77点未満	2.5	
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の（一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が運営する継続学習制度（CPDS））における学習の実績	74点未満又は実績なし	0.0	/1.0
		取得した単位数（ユニット数）が20ユニット以上	1.0	
		取得した単位数（ユニット数）が10ユニット以上	0.5	
	上記のいずれにも該当しない。	0.0		
			②小計	
③企業の体制・地域貢献・担い手確保	開札日現在有効なISO9001の認定取得の有無	ISO9001を取得	1.0	/1.0
		上記に該当しない。	0.0	
	主たる営業所の所在地	岡山県（〇〇県民局管内等）内	2.0	/2.0
		上記以外の場所	0.0	
	開札日現在有効な岡山県、岡山県内の国の関係機関又は市町村（関係機関を含む。）との防災協定の締結の有無	指定防災協定を締結しており、かつ、指定防災協定以外の防災協定を締結している。	3.0	/3.0
		指定防災協定を締結している。	2.0	
		指定防災協定以外の防災協定を締結している。	1.0	
		なし	0.0	
	岡山県（県出資の公社・事業団を含む。）、岡山県内の国の関係機関又は市町村が発注した土木一式工事のうち、平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に完成させた近隣地域での施工実績の有無	請負金額が500万円以上の〇〇県民局管内での元請け実績あり	2.0	/2.0
		上記に該当しない。	0.0	
	ア 開札日現在有効なISO14001の認定取得の有無	ISO14001を取得	1.0	/1.0
		上記に該当しない。	0.0	
	イ 障害者の雇用の有無（個人事業主及び役員が障害者である場合を除く。）	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成し、かつ、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用（障害者雇用を義務づけられていない者にあつては、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用）	1.0	/1.0
		上記に該当しない。	0.0	
	ウ 若手技術者又は女性技術者の雇用の有無	40歳未満の技術者又は女性技術者を2人以上雇用	1.0	/1.0
		40歳未満の技術者又は女性技術者を1人雇用	0.5	
		上記のいずれにも該当しない。	0.0	
	エ 岡山県が発注した工事のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に完成させ、週休2日（4週8休）を達成した工事実績（岡山県が週休2日（4週8休）の達成を証する証明書を交付したものに限る。）の有無	週休2日工事（4週8休）を達成した工事実績が2件以上あり	1.0	/1.0
週休2日工事（4週8休）を達成した工事実績が1件あり		0.5		
上記のいずれにも該当しない。		0.0		
オ 岡山県が発注した土木一式工事のうち、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完成させたICT活用工事の実績（岡山県がICT活用工事の履行を証する証明書を交付したものに限る。）の有無	ICT活用工事（Light ICTは除く。）の実績が1件以上あり	1.0	/1.0	
	ICT活用工事（Light ICTに限る。）の実績が1件以上あり	0.5		
	上記のいずれにも該当しない。	0.0		
		③小計		/10.0
合 計				/28.0

※個別の入札に当たっては、入札公告（個別公告）をご確認ください